

世田谷区障害者雇用促進協議会

令和5年度
活動報告書

世田谷区障害者雇用促進協議会

目 次

◆ <u>世田谷区障害者雇用促進協議会概要</u>	1
◆ <u>令和5年度事業計画</u>	4
◆活動報告	
(1) <u>概要</u>	6
(2) <u>総会</u>	8
(3) <u>障害者雇用促進フォーラム2023</u>	13
◆ <u>感謝状贈呈</u>	14
(4) <u>障害者雇用支援プログラム</u>	16
◆参考資料	
(1) <u>会則</u>	24
(2) <u>感謝状贈呈基準</u>	29
(3) <u>構成団体名簿</u>	30

世田谷区障害者雇用促進協議会概要

本協議会の理念

本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図るため社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が互いに協力し、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進する。

1. 協議会の設置目的

地域の産業団体、特別支援学校、区、ハローワーク、関係機関、福祉施設ほか団体の連携により、地域における障害者雇用の促進を図る。

2. 協議会の取り組み

- ・ 障害者雇用促進のための事業者への啓発活動
- ・ 障害者雇用に向けた事業者・施設・関係団体・行政の連携とネットワークづくり
- ・ 工賃アップに向けた取り組み、支援

3. 協議会構成

(1) 構成団体

① 産業・労働・行政

★東京商工会議所世田谷支部、★(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、
★世田谷区（総合支所保健福祉センター保健福祉課、健康づくり課、経済産業部、世田谷保健所、障害福祉部）、★(公財)世田谷区産業振興公社、○世田谷区商店街連合会、○(公社)世田谷工業振興協会、○渋谷公共職業安定所、渋谷労働基準監督署、(公財)東京しごと財団

② 福祉施設・教育機関

★東京都立青鳥特別支援学校、○世田谷区立障害者就労支援センターすきっぴ、世田谷区就労支援施設ゆに（UNI）、社会就労センターパイ焼き窯、世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム、ほか持ち回り区内3施設、東京都立光明学園、東京都立田園調布特別支援学校

③ 障害者支援

○世田谷区障害者福祉団体連絡協議会、特定非営利活動法人障害者支援情報センター、世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと、すきっぷ就労相談室、ゆに（UNI）、障害者就業・生活支援センター アイ-キャリア、東京都発達障害者支援センター、東京障害者職業センター、東京都立中部総合精神保健福祉センター、（公財）世田谷区保健センター、（株）世田谷サービス公社、（福）世田谷区社会福祉協議会、（福）世田谷区社会福祉事業団

★＝常任幹事会構成団体（5団体） ○＝常任会構成団体（5団体＋常任幹事会）

* 常任幹事会の幹事互選により、会長・副会長（2名）を選任

（2）事務局

東京商工会議所世田谷支部

（公社）東京青年会議所世田谷区委員会

世田谷区（障害福祉部障害者地域生活課、経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課、世田谷保健所健康推進課）

4. 協議会活動

各年度、常任幹事会が中心となり総会、フォーラム、研修会等を実施する。

（1）常任幹事会

協議会事業計画の具体化に向け事業を計画、実施する。事務局的作用を担い年間3回程度開催している。

（2）総会

例年5月に開催する。全構成団体が出席し、昨年度事業報告と、常任幹事会から提案された新年度事業計画を決定する。このほかメンバーによる意見交換、情報提供、障害者雇用や障害者就労をテーマにした講演などを開催している。

（3）障害者雇用支援プログラム

世田谷区障害者雇用促進協議会・ハローワーク渋谷・世田谷区の共催により、平成22年度より実施。障害者雇用に向けて取り組む企業を対象に、特別支援学校や障害者施設の見学会、障害者雇用の疑問を解消する講演会、企業による雇用事例発表会等を、年間6回程度の連続プログラムとして実施している。

(4) 障害者雇用促進フォーラム

参加者は事業者、障害当事者や保護者、福祉施設関係者、関係団体のほか、一般参加も可能。障害者雇用に関するパネルディスカッションや講演、施設製品の販売等を通して事業者・施設・関係団体の交流を深め、ネットワークづくりを進めることを目的としている。また、障害者の就労支援に協力し、その活動実績が顕著な事業所に感謝状を贈呈している。

平成 29 年度以降から、区主催の「区民ふれあいフェスタ」と合同で、12 月の日曜日に開催することとなった。

(5) 事業者等への説明

産業団体の会合や団体との共催で、事業者には協議会や区の取り組みを説明する。

5. 協議会の沿革

- ・平成 14 年 11 月 19 日 障害者雇用への取り組みにおいて東京商工会議所世田谷支部と世田谷区の連携が進むなか、東京青年会議所世田谷区委員会の協力のもと、シンポジウム「障害者雇用における挑戦」を開催。
この成果を踏まえ、東京都立青鳥特別支援学校も含めた 4 団体で「世田谷区障害者雇用促進協議会」設立を決意、各方面に賛同と参加を呼びかけた。
- ・平成 15 年 11 月 18 日 「世田谷区障害者雇用促進協議会発足式」開催、協議会設立。
「障害者雇用促進記念イベント」を同時開催。
- ・平成 16 年 4 月 22 日 第 1 回総会を開催。
- ・平成 16 年 11 月 16 日 「障害者雇用促進イベント」開催。以後、平成 24 年まで毎年テーマを変えて実施。
- ・平成 18 年 11 月 21 日 「障害者雇用促進イベント」にて、障害者の就労支援に協力し、その活動実績が顕著な事業所に感謝状を贈呈。以後、毎年実施。
- ・平成 22 年度～ それまで個別に行っていた企業向け勉強会・研修会を「障害者雇用支援プログラム」として体系化。以後、毎年実施。
- ・平成 23 年 5 月 27 日 広報紙「Waになるネット」創刊。以後、年 2 回程度発行。
- ・平成 25 年 11 月 5 日 企業にとって魅力ある活動となるよう、「障害者雇用促進イベント」に代わり、新たに「障害者雇用促進フォーラム」を実施。以後、毎年実施。

令和5年度世田谷区障害者雇用促進協議会 事業計画

1. 協議会の理念

本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図るため社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が互いに協力し、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進する。

2. 運営方針と重点事業

(1) 運営方針

- ①本協議会の活動が企業にとって魅力ある活動として、幅広い企業・事業者の参加を得られる努力をする。
- ②企業と就労支援側の相互理解を深め、企業側の障害者雇用促進を図る。
- ③本協議会の理念と事業の理解が進むよう関係機関等への広報に努める。
- ④区内事業者と障害福祉施設との交流の促進を図る。

(2) 重点事業

- ①障害者雇用の理解と啓発に関すること
- ②障害者雇用の支援に関すること
- ③障害者雇用のあり方等の調査研究に関すること
- ④その他雇用の促進に関すること

(3) 事業の取り組み

- ①理解と啓発に関すること
 - 1)区内事業者の障害理解の増進
 - 2)雇用支援プログラム・雇用促進フォーラムの開催
 - 3)障害福祉施設の企業理解の増進
- ②雇用の支援に関すること
 - 1)障害者雇用助成策の周知
 - 2)障害者雇用に関する相談への対応
 - 3)ハローワークや企業、就労支援施設等とのマッチング強化
- ③雇用のための調査研究に関すること
 - 1)企業の障害者雇用における問題の調査・研究
 - 2)障害者雇用のための制度研究
 - 3)ユニバーサル就労※1に関する調査・研究
- ④その他雇用の促進に関すること
 - 1)企業・事業所からの障害者施設への作業発注促進
 - 2)各種イベント等での啓発活動

※1 働きたいのに働けずにいるすべての人を対象に、多様な就労形態で働くことを支援する仕組み。

活 動 報 告

令和5年度 世田谷区障害者雇用促進協議会 活動報告（概要）

件名	日時	内容	会場	
総会	5/26(金) 14:00~16:00	【議案】 ・令和4年度活動報告（案）について ・令和5年度事業計画及び活動計画（案）について 【報告】 ・区を取り組みについて ・障害者雇用を取り巻く状況について 【講演】 「障害者雇用促進法の改正について」	オンライン	
常任幹事会	第1回	5/15(月) 11:00~12:00	・令和4年度活動報告及び令和4年度活動計画について ・令和5年度総会について	オンライン
	第2回	9/13(水) 11:00~12:00	・「障害者雇用支援プログラム」の実施状況及び今後の計画について ・障害者雇用促進フォーラム 2023の内容について ・感謝状贈呈企業について	オンライン
	第3回	3/21(木) 11:00~12:00	・令和5年度の活動報告 ・令和6年度活動計画について	オンライン
障害者雇用支援プログラム	第1回	6/13、14 7/19、20 10/30、31	（公財）東京しごと財団との共催事業 「職場体験実習面談会」 【参加】 企業 延べ120社 面談者 延べ706名	北沢タウンホール
	第2回	6/30(金) 14:30~16:00	障害者雇用に関する基礎講座～採用から定着までポイントを押さえて悩みを解決！～ 【参加】 企業19社22名、ほか16名、計38名	オンライン
	第3回	7/25(火) 13:30~16:10	世田谷区障害者就労支援センター「すきっぷ」見学会 ～知的障害者とともに働くイメージを作る～ 【参加】 企業6社7名、ほか14名、計21名	世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ
	第4回	10/3(火) 13:00~17:00	世田谷区「職場体験実習面談会」～企業と障害者のマッチング～ 【参加】 企業4社8名	三茶しゃれなあど

	第5回	11/22(水) 10:00~12:00	就職に向けて取り組む 「特別支援学校」見学会 【参加】企業13社16名、ほか19名、計35名	都立青島特別支援学校
	雇用促進 フォーラム2023 (第6回)	12/3(日) 10:40~11:00	感謝状贈呈式 雇用支援:7企業 【参加】企業2社4名、ほか12名、計16名	区役所ブライトホール
	第7回	3/19(火) 15:00~17:00	障害者雇用の事例紹介・相談会 ~障害者雇用を実践している企業に学ぶ~ 【参加】企業7社9名、ほか6名 計15名	三茶しゃれなあと

※プログラム第2回~7回で、のべ企業51社66名、ほか67名、計133名が参加

<参考>

平成24年度から令和5年度までの12年間で、プログラム参加企業のうち、103社が268名の障害者を雇用した。(区内施設や障害者就労支援センター経由での雇用実績)

令和5年度
世田谷区障害者雇用促進協議会
総会

I. 議事

(1) 令和4年度協議会活動について（承認）

- ・ 障害者雇用に取り組む企業の不安や疑問を解消するための研修会「障害者雇用支援プログラム」を継続的に実施した。
- ・ 感染対策を十分にした上で、障害者雇用に積極的に取り組む企業担当者の講演や、障害者施設の見学等でプログラムを構成した。ハローワーク渋谷の「雇用研究会」とも連携しながら、全6回のプログラムで延べ企業48社63名、ほか89名に参加いただいた。
- ・ 区民や企業の障害理解促進とネットワークづくりを目的に、障害者雇用促進フォーラムを12月に実施した。区民ふれあいフェスタと合同で開催し、感謝状贈呈式を実施。障害者雇用や障害者施設の授産活動に積極的に取り組まれた企業へ、区長からの感謝状の贈呈を区役所ブライトホールで行った。障害者の就労支援に大きく貢献している企業への感謝状を、「雇用支援（障害者雇用への貢献）」で11社、「授産活動（障害者施設への発注の貢献）」で1社に贈呈させていただいた。

(2) 令和5年度協議会活動について（承認）

※活動内容の詳細は、本冊子を参照

II. 講演会

「障害者雇用促進法の改正について」

講師：ハローワーク渋谷 金城 雇用指導官

1 概要

法定雇用率の引き上げや算定方法など障害者雇用促進法の改正内容と改正による影響について講演いただいた。

2 障害者雇用促進法とは

- (1) 正式名称 障害者の雇用の促進等に関する法律
- (2) 目的 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ること。
- (3) 制定の背景 障害の有無に関わらずすべての国民が能力適性に応じて就業し、個人として尊重される「共生社会」の実現を目指す。

3 改正内容（一部）

(1) 法定雇用率の段階的引き上げ

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
一般の民間企業	2.3% (43.5人以上)	2.5% (40.0人以上)	2.7% (37.5人以上)
国、地方公共団体	2.6%	2.8%	3.0%
独立行政法人・ 特殊法人等	2.6%	2.8%	3.0%

(2) 除外率の引き下げ

令和7年4月1日から除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられる。

(3) 算定方法の変更

①精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになる。

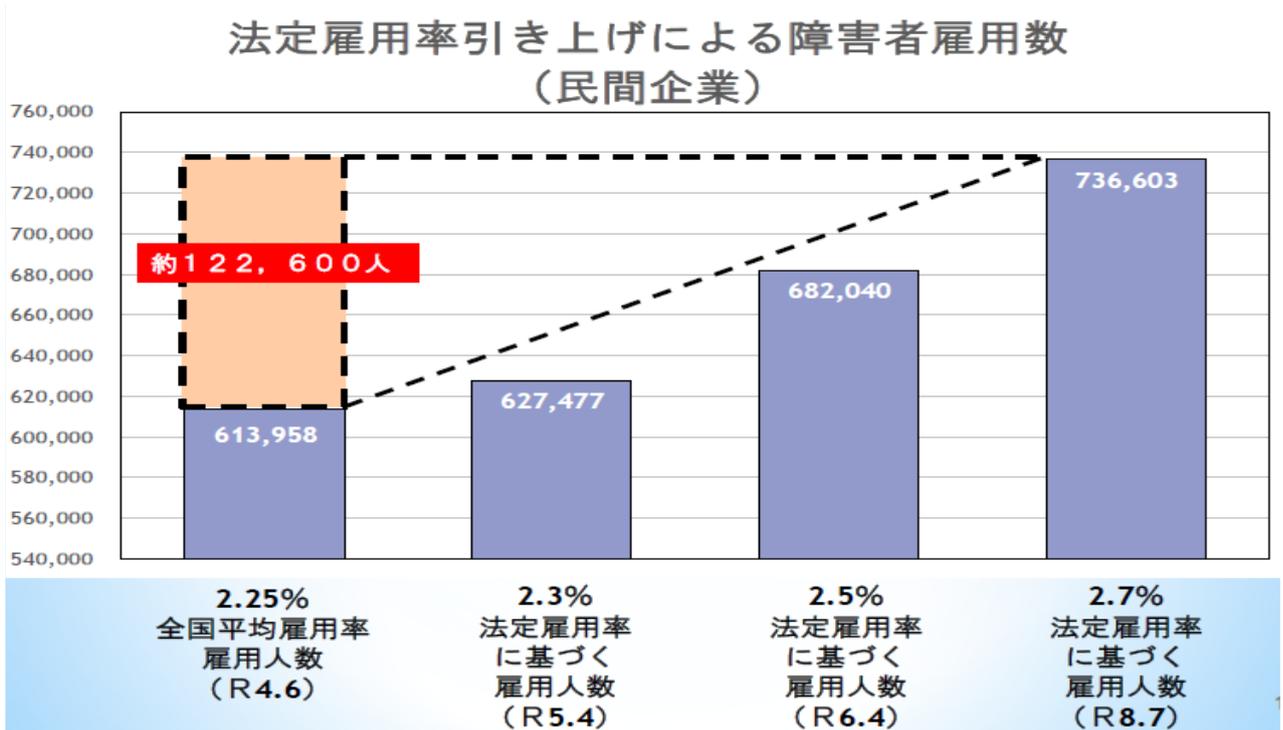
②一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率の算定（令和6年4月以降）

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになる。

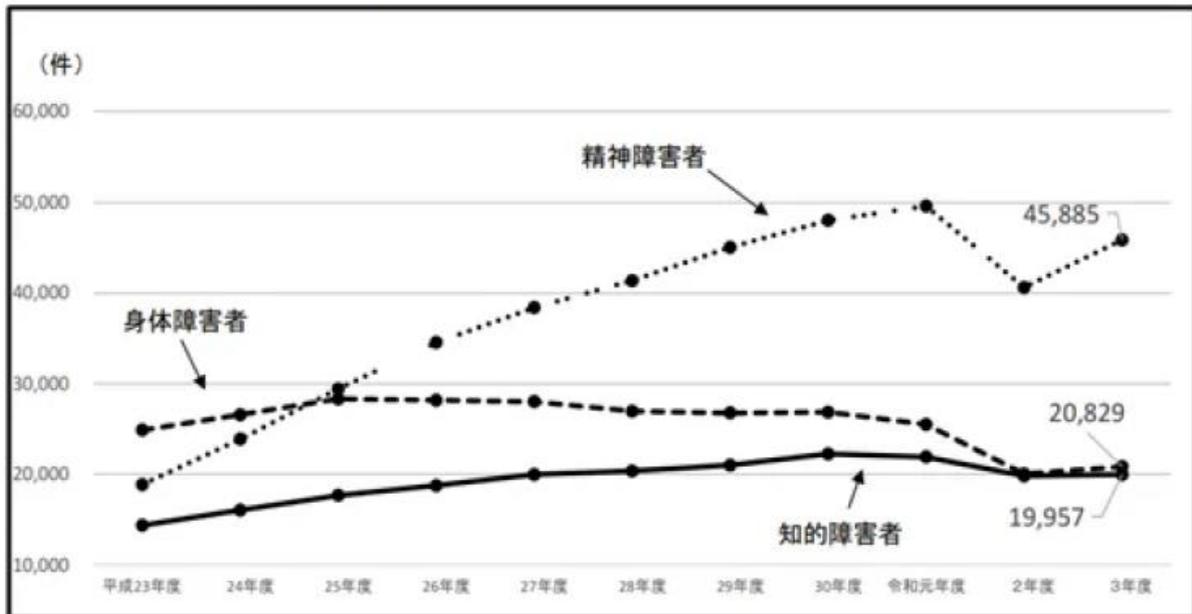
(4) 助成金の新設・拡充（令和6年4月以降）

- ①雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設
- ②既存の障害者雇用関係の助成金拡充（障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金など）

4 障害者雇用促進法の改正による影響



就職件数の推移 (障害種別による比較)



- ・ 障害者雇用を推進する企業の増加
- 優秀な人材の早期確保
- 好条件の障害者求人の増加



- ・ 求職者側からの視点
- 採用活動、転職活動の選択肢が広がる
- ・ 企業側からの視点
- 障害者社員の転職による退職の増加
- 採用を焦るあまり採用のミスマッチの増加

5 今後の障害者雇用求められること

○雇用の質を高めるため、事業主の責務の明確化

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）抄

第五条 すべての事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであつて、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

キャリア形成の支援を含め適正な雇用管理を
より一層積極的に行うことを求める

第五条 全て事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであつて、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理並びに職業能力の開発及び向上に関する措置を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

今後は「雇用の質」を問われる時代へ

『雇用の質』を問われる時代には ➡ 『今後を見据えた雇用計画』の作成が必須

【採用ターゲットに合った業務の検討】

業務の難易度、業務量、求職者の志向・キャリアに合わせた柔軟性などを考慮した業務の検討

【ミスマッチのない採用ノウハウの蓄積】

求職者の体調・精神面、求職者の志向・キャリア、他社優位性の研鑽などを加味した採用ノウハウの蓄積

【多様な人材をマネジメント、育成できる体制の構築】

障害特性に対する理解、能力開発や能力向上、コミュニケーションの柔軟性などに配慮した体制の構築



世田谷区障害者雇用促進フォーラム 2023

(感謝状贈呈のみ実施)

感謝状贈呈

世田谷区障害者雇用促進協議会では、障害者の就労支援に協力され、その活動実績が顕著であった事業所に感謝状をお渡ししています。

今年度は、「雇用支援」（障害者雇用への貢献）で7社に贈呈させていただきました。また、記念品として、区内障害者施設の製品をお贈りしました。

雇用支援 ※順不同

◆インテル株式会社 様（千代田区）

貸与機器の管理や、海外本支社の連絡などの事務に1名、5年以上働いています。

障害特性に配慮した業務を設定し、スモールステップで業務を進めることで、無理なく働くことができます。また定期的に職場の上司や保健師との面談を実施することで、安心して働けるよう配慮されています。また、当初は契約社員での雇用でしたが、勤務を評価し正社員として登用するなどの体制も整えられています。

◆ヒューゴボスジャパン株式会社 様（港区）

店舗でのバックヤード作業や接客の業務に1名、2年以上働いています。

定期的に本人と面談し、近況に合わせて勤務日数や時間などを調整し、支援機関とも密に連携をとることで、体調を崩しても早く回復し安定した勤務ができるよう取り組まれています。

◆株式会社 地域環境計画 様（世田谷区）

データ入力や荷物発送準備、領収書のチェックなどの事務に2名、長い方で6年以上働いています。

障害特性に適した業務を切り出し、常に相談できる体制も整えられていて、社員一人一人に丁寧に対応し、本人の希望も聞きながら、働きやすい環境を整えられています。

◆伊藤病院 様（渋谷区）

医事課での初診受付表のチェックや入力作業の事務補助および病棟での清掃、消毒業務に2名、長い方で5年以上働いています。

医事課では、担当者を配置し、いつでも相談できる体制が整えられています。病棟では看護師長を中心に看護助手が業務を適宜フォローする体制が整えられています。また、さらなる雇用のため、業務の切り出しの見直しを行い、障害者雇用を積極的に推進されています。

◆医療法人社団白寿会 介護老人保健施設 玉川すばる 様（世田谷区）

ベッドメイキングや消毒作業を中心に2名、長い方で6年以上働いています。

障害特性に合わせた業務指示を行い、本人に分かりやすく伝える工夫をされています。

定期的に本人と面談を行い、困りごとを聞くだけでなく、目標の設定や評価なども行い、本人が現状に満足することなく、常に成長できる体制が整えられています。

また、東京ジョブコーチ支援や支援機関による研修も積極的に取り入れ、指導者育成にもご尽力され、担当の職員以外にも、日常的に声をかけてくださる温かい雰囲気職場です。

◆城南信用金庫 様（品川区）

名刺、リサイクルペーパーの作成、シュレッダー用紙の仕分けおよび所内の消毒作業に1名働いています。

社会福祉士の有資格者を専任職員に配置し、指導や助言を適宜行える体制が整えられています。リサイクルペーパーを使用したお絵かき帳やメモ帳を作成し、区内保育園に配布するなど地域貢献も行っています。また、お絵かき帳の表紙には、本人が描いた絵画が採用され、障害者雇用の啓発にも努められています。

◆社会福祉法人南東北福祉事業団 東京リハビリテーションセンター世田谷 様（世田谷区）

所内の清掃、消毒作業および創作物製作の業務に1名、2年以上働いています。

担当者を配置し、業務の指示や助言を行う体制が整えられています。

本人の創作能力が高いため、所内に掲示するアート作品の制作にも勤務時間が充てられ、本人の勤務意欲の向上に努められています。

令和5年度

障害者雇用支援プログラム

第1回 (公財)東京しごと財団との共催による 「職場体験実習面談会」

令和5年6月13日、14日 7月19日、20日 10月30日、31日
北沢タウンホール

【参加企業数】延べ120社 【面談者数】延べ706名

(公財)東京しごと財団が実施をしている「職場体験実習面談会」を本協議会および世田谷区との共催により北沢タウンホールで実施した。

○ 職場体験実習とは？

- ◆ 障害者雇用を検討している企業が障害者を「実習生」として職場に受け入れ、実際に業務を体験してもらう事業
- ◆ 企業と障害者の双方の理解を深めることができるため、企業にとっては受け入れ準備性を、障害者にとっては職業準備性を高めるための有効なツール
- ◆ 職場体験実習面談会は、障害者と就労支援機関の支援員がペアで参加し、企業は複数の障害者と面談する場

○ 実施概要

対象企業：都内に本社または事業所がある企業等

参加者：都内の就労支援機関から推薦された障害のある方

面談時間：1名15分

参加企業：各日20社

◆ 参加企業の声

- ・会場が広く、面談が行いやすかった。
- ・色々な方が参加され、貴重な面談だった。
- ・求職者の方々が一生懸命に就活をされていて、素晴らしかった。
- ・また機会があれば参加したい。



第2回 障害者雇用に関する基礎講座 ～採用から定着までポイントを押さえて悩みを解決！～

令和5年6月30日（金）14:30～16:00
オンライン

【参加】企業19社22名 ほか16名 計38名

講師：世田谷区障害者就労支援センターすきっぷ就労相談室 室長 牧嶋 氏
世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと センター長 湯浅 氏
世田谷区障害者就労支援センターゆに センター長 和田 氏

■ 世田谷区の障害者就労支援

障害者の一般就労の機会を広げ、安心して働き続けられるために、区内には様々な支援機関があることを紹介された。世田谷区では、障害種別に応じて3つの障害者就労支援センターを設置するとともに、区内福祉施設を構成員とするネットワークを構成し、就労支援に取り組んでいることをご説明いただいた。

■ 採用から定着までのポイント

新規採用に向けた準備から面接及び採用まで、障害種別に応じた配慮とポイントをご説明いただいた。

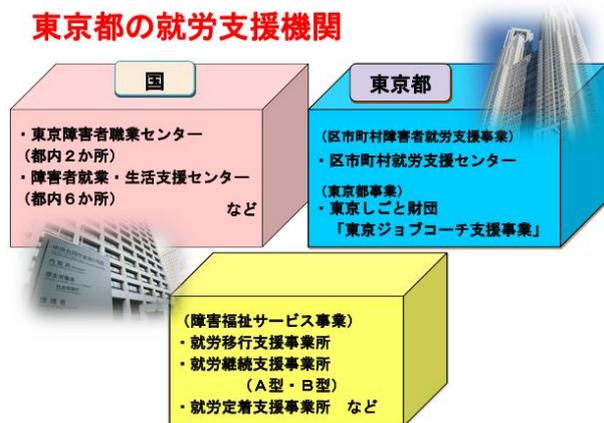
また、採用後に安定した就業を支えるための職場定着について、採用後のフェイズに合わせた配慮事項やコミュニケーションのヒントをご説明いただいた。

■ 事前質問への回答・意見交換

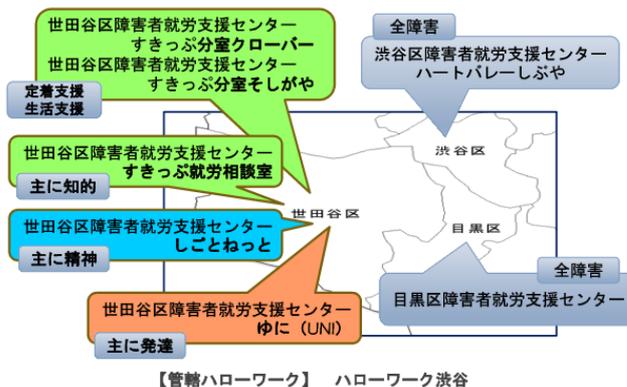
◆ 参加者の声

- ・ 障害者雇用に関する具体的なお話を伺うことができ参考になった。
- ・ 障害者雇用までの一連のプロセスが企業目線で知ることができた。
- ・ 採用から定着までの支援の仕方や業務の切り出し方など広く講義していただき、わかりやすかった。担当者や障害者の方に研修を受けさせたいと思っていますが、構成がなかなか難しいため、就労支援センターなどの力をお借りしたいと思った。

東京都の就労支援機関



世田谷区の就労支援センター



第3回

障害者就労支援施設『すきっぷ』見学会 ～知的障害者とともに働くイメージを作る～

令和5年7月25日（火）13:30～16:10
世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ

【参加】企業6社7名 ほか14名 計21名

■ 「すきっぷ」の概要と支援体制

主に知的障害のある方の「働きたい！働き続けたい！」を応援する、区内最大の就労移行支援事業所として平成10年に開所、これまで多数の就職を実現してきた「すきっぷ」の活動や支援体制について、ご説明いただいた。

■ 作業室見学、利用者インタビュー

就職へ向けての訓練場面（印刷班とクリーニング班の作業の様子）を見学していただいた。また、施設職員による利用者へのインタビューをとおして「得意なこと」や「苦手なこと」を肌で感じていただき、障害者雇用の際の合理的配慮など具体的なイメージを深めていただいた。

■ 職場で役立つワークショップ

障害のある方にも伝わりやすいマニュアル作成のコツ等、実際の職場で役立つ内容でワークショップを行った。

◆ 参加者の声

- ・見学・講義・ワークショップと短時間で学べるプログラム構成でよかった。
- ・実際に利用者の方が作業されている様子や、利用者ご本人の声を見たり聞いたりすることができ参考になった。
- ・作業所でどのような訓練を行っているのかを詳しく知ることができて、今後の障害者雇用に向けた職員研修に活かせそうだと感じた。また、目標設定シートなども参考にしたい。



第4回 世田谷区「職場体験実習面談会」 ～企業と障害者のマッチング～

令和5年10月3日（火）13:00～17:00
三茶しゃれなあと 「オリオン」

【参加】企業4社8名

企業と障害のある方の双方の理解を深め、企業にとっては受け入れ準備性を、障害のある方については職業準備性を高めるための有効な手段である「職場体験実習」の面談会を実施した。

区内の就労支援機関を利用する求職者に対して、参加した世田谷区近隣の企業が面談を実施した。今回の面談会を通じて、企業実習に結び付いた求職者もあり、障害者雇用の促進につながった。

■ 職場体験実習の流れ（イメージ）

申込み → 面談会 → 選考 → 実習決定 → 実習 → 雇用準備 → 雇用

■ 面談会の内容

- ・ 企業ごとのブースを設け、求職者は支援員同席のもと面談を実施。（面談時間は15～30分程度）
- ・ 求職者は事前に学歴やアピールポイント、配慮事項などを記載した「プロフィールカード」を事前作成し、当日企業の担当者へ渡すことにより、双方のミスマッチをなくした。



第5回 就職に向けて取り組む「特別支援学校」見学会

令和5年11月22日（水）10:00～12:00

東京都立青鳥特別支援学校

【参加】企業13社16名 ほか19名 計35名

■ 学校の概要について

青鳥特別支援学校の概要や「普通科」および令和5年度に開設された「職能開発科」の授業カリキュラムについて教務主任の先生からご説明いただいた。

■ 授業見学

普通科の授業様子や、能力開発科の生徒が「職業に関する専門教科」の授業で取り組んでいる事務、情報処理、食品、清掃、物流を実践的に学んでいる様子などを見学していただいた。

■ 都立特別支援学校の進路指導の取組みについて

特別支援学校の進路指導の取組みと現場実習から就職までの流れや、会社との相談や連携を経て企業就労に結びついた事例など進路専任の先生からご説明いただいた。

◆ 参加者の声

- ・生徒の皆さんが明るくイキイキとして、楽しく学ばれている様子を見学できとてもよかったです。
- ・特別支援学校で普段取り組まれている様子を実際見学し、3年かけて就労の準備を行っていく学校のカリキュラムを確認することができました。
- ・授業見学を通して、生徒さんたちの意欲を引き出すよう先生方が様々な工夫をされており、とても勉強になりました。
- ・知的障害の方がそれぞれの能力、特性、得意なことを伸ばすための工夫がたくさんあることや、合理的な配慮についても多く学ばせていただきました



第7回 障害者雇用の事例紹介・相談会 ～障害者雇用を実践している企業に学ぶ～

令和6年3月19日（火）15:00～17:00
三茶しゃれあど オリオン

【参加】企業7社9名 ほかに6名 計15名

■ 事例紹介

■ 講師：株式会社ヴァンドームヤマダ 様

医療法人社団白寿会 介護老人保健施設 玉川すばる 様

障害者雇用に精力的に取り組んでいる2社の企業をお招きし、雇用するまでの経緯や雇用後の成功・失敗事例、また社内での支援体制や業務の切り出し、外部機関との連携方法などについてご講演をいただきました。

■ グループディスカッション

後半では障害者就労支援センター職員がファシリテーターとなり、参加者が講師に対して障害者雇用に関する悩みや、聞いてみたいことなどの意見交換を実施した。

◆ 参加者の声

- ・実際に雇用している会社の方からお話を聞いたことが大変良かったです。
- ・他社の事例を聞く機会があり、成功だけではなく、失敗事例を聞いたこと、具体的な取組みが聞けてとても有用でした。
- ・当社での推進にあたっては、とても道のりが長く感じたが、今後の相談先や連絡窓口を知ることが出来て、まずは安心しました。
- ・業務の切り出しのノウハウや考え方などを、事例を踏まえて聞けてとても参考になりました。



参 考 资 料

世田谷区障害者雇用促進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、世田谷区障害者雇用促進協議会と称する。

(設置目的)

第2条 本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図る社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が協力して、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進するために設置する。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障害者雇用の理解・啓発に関すること。
- (2) 障害者雇用の支援に関すること。
- (3) 障害者雇用の調査並びに研究に関すること。
- (4) その他雇用促進に関すること。

(事務局)

第4条 本会の事務局は障害者地域生活課障害者就労支援におき、原則として事務局事務は東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、障害福祉部障害者地域生活課、世田谷保健所健康推進課、経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課が担う。

第2章 構成

(構成団体等)

第5条 本会は、原則として、次に掲げる活動・事業を行うもので構成する。

- (1) 本区の企業、事業所を多く統括する商工団体(別表1)
- (2) 障害児・者に対して就労・生活支援を行う教育機関・事業所・施設(別表2)
- (3) 区内の障害者団体を代表する団体(別表3)
- (4) 障害者に対して就労支援・雇用促進業務を推進する行政機関(別表4)
- (5) その他、本会が必要と認めたもの

2 賛助会員

本会の目的、活動等に理解を示し、賛助の意のあるものを賛助会員とすることができる。

(入会)

第6条 本会の趣旨に賛同し、構成団体になろうとするものは事務局に入会申込みを行い、常任幹事会の承認を得なければならない。

第7条 退会しようとする構成団体は、事務局に退会を申し入れ、常任幹事会の承認を得なければならない。ただし、以下の理由に当てはまる場合には退会とする。

- (1) 当該構成団体が解散したとき。
- (2) 当該構成団体が第5条に掲げる活動・事業を実施しなくなったとき

(3) その他、やむを得ない事情があるとき

第3章 委員

(委員)

第8条 委員は、本会の構成団体等が推薦するものをもって充てる。

(委員の権利)

第9条 委員は、本会内の自らが出席できる種別組織に出席し、団体の代表として本会の運営に関する意見を表明することができる。

(委員の責務)

第10条 委員は、本会の会則を守るとともに決定された事項の取り組みを出身団体に働きかけなければならない。

第4章 組織

(種別)

第11条 本会の組織は総会、常任会、常任幹事会、事務局とする。

(構成)

第12条 各組織の構成は、次のとおりとする。

- 1 総会はすべての委員をもって構成する。
- 2 常任会は区内の商工団体、障害福祉団体を代表する団体、障害者就労支援を行う教育機関・事業体・行政機関が選出する委員(別表5)
- 3 常任幹事会は前2項の構成団体の中でこの会の運営の中心的役割を果たす団体の選出委員(別表6)
- 4 事務局には事務局長及び事務局次長をおく。事務局長及び事務局次長並びに事務局員選出母体は常任幹事会構成団体とし、役割分担については別表7のとおりとする。

第5章 役員

(役員体制と人数)

第13条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 2人
- (3) 常任幹事 若干名

(役員を選出)

第14条 役員を選任は、常任幹事の中から互選によって任命される。

(役員を補充)

第15条 役員が欠けたときは、速やかに常任幹事会において新役員候補者を選出し、常任会の承認を受けなければならない。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とし、前任者の任期満了の日から起算する。ただし再任は妨げない。

- 2 補充役員の任期は、前項の規定に拘わらず、前任者の残任期間とする。

(役員 の 責任)

第17条 役員は、会則及び総会の議決を遵守し、本会の目的達成のためにその職務を誠実に遂行しなければならない。

(役員 の 任務)

第18条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議を招集する。

2 副会長は、本会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 会長及び副会長がともに事故がある時は、予め指名する常任幹事が会長の職務を代行する。

第6章 常任幹事会

(常任幹事会の招集)

第19条 常任幹事会は、会長が招集する。

2 常任幹事会は、会の活動が円滑に進むよう、原則として定例として年3回開催し、必要に応じて回数を増やすものとする。

(常任幹事会の成立要件)

第20条 常任幹事会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会を開き、議決することはできない。

(常任幹事会の議決事項)

第21条 常任幹事会は、次の事項を議決する。

(1) 常任会及び総会の招集及びそこに付議する事項

(2) 前項のほか、常任幹事会において必要と認められた事項

(常任幹事会の議決方法)

第22条 常任幹事会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。

2 役員会の議長は、出席した役員のうちから、その都度選任する。

第7章 常任会

(常任会の招集及び開催)

第23条 常任会は会長が招集する。また会長は委員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時会を招集しなければならない。

2 常任会の開催は原則として四半期毎とし、必要に応じて開催回数を増やすものとする。

(常任会の任務)

第24条 常任会は常任幹事会より付議された事項を審議するとともに、本会の目的の実現のために適切に議事を提起し、必要なことを事務局に指示する。

2 事業計画・事業報告の議決及び事業の経費にかかる承認

第8章 総会

(総会の招集)

第25条 総会は原則として年1回開催するものとする。

第26条 総会は会長が招集する。また会長は委員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時会を招集しなければならない。

(総会の成立要件と議決方法)

第27条 総会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、委員自ら出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 いずれの総会も、総会の議事は出席した委員の過半数で議決する。

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

(総会の任務)

第28条 総会は、次の事項に係る任務を果たす。

(1) 本区の障害者雇用促進事業の充実のための、意見表明及び情報提供、専門的支援

(2) 事業計画、事業報告、決算の審議と承認

(3) 決定された事業計画の実施への協力

第9章 経理

(会計または経理)

第29条 本会の事業に係る経費等については、原則として常任幹事会構成団体が負うものとして、そのために必要な金品の提供の範囲はその都度協議するものとする。

2 本会の経理事務については事務局が担当する。

第10章 雑則

第30条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に必要な事項は、会長が定める。

2 会則の変更は常任会委員の2分の1の議決を要し、総会に報告するものとする。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区障害者雇用促進協議会 会則別表1～7

別表1	第5条(1)	本区の企業、事業所を多く統括する団体
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、(公財)世田谷区産業振興公社、世田谷区商店街連合会、(公社)世田谷工業振興協会		
別表2	第5条(2)	障害児・者に対して就労・生活支援を行う教育機関・事業所・施設
【教育機関】東京都立青鳥特別支援学校、東京都立光明学園、東京都立田園調布特別支援学校		
【事業所】世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと、すきっぷ就労相談室、ゆに (UNI)、特定非営利活動法人障害者支援情報センター、障害者就業・生活支援センターアイキャリア、東京都発達障害者支援センター、(株)世田谷サービス公社、(福)世田谷区社会福祉協議会、(福)世田谷区社会福祉事業団		
【施設】世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ、世田谷区就労支援施設ゆに (UNI)、世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム、社会就労センターパイ焼き窯、(公財)世田谷区保健センター、障害者の就労支援を行う区内施設3施設(持ち回りによる)		
別表3	第5条(3)	区内の障害者団体を代表する団体
世田谷区障害者福祉団体連絡協議会		
別表4	第5条(4)	障害者の就労支援・雇用促進業務を推進する行政機関
渋谷公共職業安定所、渋谷労働基準監督署、東京障害者職業センター、東京都立中部総合精神保健福祉センター、(公財)東京しごと財団、世田谷区(総合支所保健福祉センター保健福祉課、健康づくり課、経済産業部、世田谷保健所、障害福祉部)		
別表5	第12条(2)	常任会構成団体
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、東京都立青鳥特別支援学校、世田谷区、(公財)世田谷区産業振興公社、世田谷区商店街連合会、(公社)世田谷工業振興協会、渋谷公共職業安定所、世田谷区障害者福祉団体連絡協議会、世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ		
別表6	第12条(3)	常任幹事会構成団体
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、東京都立青鳥特別支援学校、(公財)世田谷区産業振興公社、世田谷区		
別表7	第12条(4)	事務局構成団体及び役割分担
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、世田谷区 事務局長：東京商工会議所世田谷支部事務局長 事務局次長：世田谷区障害福祉部障害者地域生活課長		

世田谷区障害者雇用促進協議会感謝状贈呈基準

平成25年5月改正

第1 趣旨

障害者の就労支援に協力し、活動実績が顕著であった事業所又は個人に対して、感謝状を渡しその功績をたたえる。

第2 設定基準

(1) 雇用支援

以下の全てに該当する、区内または区外の事業所。

- ① 障害者に理解を示し、障害者雇用を推進していること。
- ② 障害者の職場定着のための環境作りやマネジメントに取り組んでいること。
- ③ 区内の障害者を雇用し、概ね2年以上にわたる職場定着の実績があること。

(2) 授産活動

以下の全てに該当する、区内または区外の事業所及び個人。

- ① 障害者に理解を示し、障害者就労支援施設等への発注を行うなど、障害者の授産活動に大きく貢献していること。
- ② 概ね5年以上、継続して授産活動に貢献していること。

第3 推薦の方法

施設及び関係機関からの推薦による。

第4 表彰の決定

本会における幹事会にて行う。

第5 表彰の方法

表彰の決定を受けた事業所及び個人については、世田谷区障害者雇用促進協議会のイベントにて感謝状をおくる。

世田谷区障害者雇用促進協議会 構成団体名簿

令和6年4月1日現在

	団体名	所在地
常任幹事会	1 東京商工会議所世田谷支部	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
	2 (公社)東京青年会議所世田谷区委員会	〒102-0093 千代田区平河町2-14-3 青年会議所会館2F
	3 東京都立青鳥特別支援学校	〒154-0002 世田谷区下馬2-38-23
	4 (公財)世田谷区産業振興公社	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ4F
	5 世田谷区	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
	6 世田谷区商店街連合会	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
	7 (公社)世田谷工業振興協会	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
	8 渋谷公共職業安定所	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎4F
	9 世田谷区障害者福祉団体連絡協議会	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第2庁舎(障害施策推進課)
	10 世田谷区立障害者就労支援センター すきっぷ	〒156-0055 世田谷区船橋5-33-1
全体会	11 特定非営利活動法人 障害者支援情報センター	〒158-0081 世田谷区深沢3-26-18 サンワード深沢101
	12 社会就労センターパイ焼き窯	〒158-0082 世田谷区等々力2-36-13
	13 世田谷区障害者就労支援センター しごとねっと	〒154-0004 世田谷区太子堂2-15-1 野村三軒茶屋ビル8F
	14 世田谷区障害者就労支援センター ゆに(UNI)	〒158-0098 世田谷区上用賀5-14-1 上用賀アートホール2F
	15 障害者就業・生活支援センター アイ-キャリア	〒158-0083 世田谷区奥沢3-31-4 W. OKUSAWA4F
	16 東京都発達障害者支援センター おとなTOSCA	〒112-0012 文京区大塚4-45-16 小石川東京病院内
	17 東京都立光明学園	〒156-0043 世田谷区松原6-38-27
	18 渋谷労働基準監督署	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎5F
	19 東京障害者職業センター	〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3F
	20 (公財)東京しごと財団	〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8F

全体会	21	東京都立中部総合精神保健福祉センター	〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7
	22	(株)世田谷サービス公社	〒154-0004 世田谷区太子堂3-25-9 東京日産太子堂ビル3F
	23	(福)世田谷区社会福祉協議会	〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟
	24	(福)世田谷区社会福祉事業団	〒154-0017 世田谷区世田谷1-23-2
	25	(公財)世田谷区保健センター	〒156-0043 世田谷区松原6-37-10 区立保健医療総合プラザ内
	26	世田谷区立砧工房分場 キタミ・クリーンファーム	〒157-0067 世田谷区喜多見7-3-1
	27	区内障害者施設(身体)代表 (R05~R07) 就労移行支援事業所 Do-will	〒158-0097 世田谷区用賀3-11-15 C・ビル2階
	28	区内障害者施設(知的)代表 (R05~R07) 就労移行支援事業所 グディ	〒154-0012 世田谷区駒沢2-11-1 駒沢フォーラムガーデン401
	29	区内障害者施設(精神)代表 (R05~R07) にゃんこの館	〒157-0071 世田谷区千歳台3-3-16 HN千歳台ビル4階
	30	東京都立田園調布特別支援学校	〒145-0071 大田区田園調布5-43-6
事務局	/	区保健福祉課 玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課	〒158-8503 世田谷区等々力3-4-1
	/	区健康づくり課 世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
	/	東京商工会議所世田谷支部	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
	/	(公社)東京青年会議所世田谷区委員会 (副委員長)	〒102-0093 千代田区平河町2-14-3 青年会議所会館2F
	/	工業・ものづくり・雇用促進課 (世田谷区経済産業部)	〒154-0017 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4F
/	健康推進課 (世田谷保健所)	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27	
/	障害者地域生活課 (世田谷区障害福祉部)	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27	

編集・発行 世田谷区障害者雇用促進協議会

事務局 世田谷区障害福祉部障害者地域生活課
世田谷区経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課
世田谷保健所健康推進課

TEL 03-5432-2425

FAX 03-5432-3021

令和6年5月発行